

第二十六回国会
衆議院

文教委員會議録第十八号

昭和三十三年四月十一日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君

理事赤城 宗徳君 理事高村 坂彦君

理事坂田 道太君 理事竹尾 式君

理事米田 吉盛君 理事河野 正君

理事佐藤潤次郎君

簡牛 九夫君 清瀬 一郎君

永山 忠則君 山口 好一君

小牧 次生君 櫻井 奎夫君

辻原 弘市君 野原 覺君

平田 ヒデ君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

文部事務次官 稻葉 修君

文部事務官(社
会教育局長) 福田 繁君

文化財保護委
員会委員長 河井 彌八君

文化財保護委
員会事務局長 岡田 孝平君

委員外の出席者

専門員 石井 勘君

四月十日

小学校の家庭教育振興に関する請願(坂田道太君紹介)(第二七四二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

文化財保護に関する件

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

この際、昨日及び本日の理事會におきまして協議決定いたしました事項についてお諮りいたします。南極地域観測に關し、來たる四月十七日の本委員會に關係者を参考人として招致し、南極地域観測に關する実情を聴取いたしました存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議ありませんか。

○長谷川委員長 次文化財保護委員會委員長河井彌八君より文化財保護に關し発言を求められております。これを許します。河井文化財保護委員長。

○河井政府委員 昨年の十二月十三日の本委員會に出頭いたしました、東大寺の旧境内の現状変更の問題につきましてお尋ねをいただいたのであります。その当時、私はまだ文化財保護委員會の委員長になつたばかりでありまして、實際何も承知いたしておりました。従ひまして、できるだけ調査を急ぎますとともに、私自身が奈良に参りましてその現地を視察いたし

まして、そうしてかように長きにわたつております難問をできるだけ早く解決したいというのを申し上げておきます。御了解を得まして、そうして今日に至つたわけでありまして、私としては、もつと早くこのことを処理しなければ相済みませんと考えておりました。それから後に病氣をやりまして、あるいは予算の編成などというところで、だいぶひどい問題に会いました。つい延びてしまつたのであります。はなはだおくれまして申しわけがないのであります。私は去る二月十五日に現地に参りまして視察をいたしました。それから二月の二十六日に文化財専門審議會の史跡の部會を開催いたしました。そして三月一日に運輸、建設、宮内庁と文化財保護委員會の四者の會談をいたしました。この事柄についての経過の報告と、それから今後の處理について相談をいたしました。結論を得たのであります。それから三月の二日に文化財保護委員會の會を開きまして、そこでは専門審議會の史跡部會で決定いたしました専門審議會の答申を認めまして、そうして条件付でもって許可しようということになりました。その条件といたしましては、二、前項の舗装完成までは、完全な散水を行い、防塵の実を挙げる。三、本道路沿いに防塵に役立つ植樹等を行うこと。四、設計變更に係る自動車道取付部に新設した暗渠及びその上流排水溝の閉塞を防止する措置を講ずること。五、以上諸条件の実施に關しては、すべて奈良県教育委員會の指示に従うこと。六、その他、史跡の保存に關する事項については奈良県教育委員會の指示に従うこと。この六つの条件を付しまして、そして許可をいたしましたのであります。

二五日付で申請の史跡東大寺旧境内の現状變更許可申請書事項變更願(道路の一部設計變更を文化財保護法(昭和二年法律第二十四号)第八〇条に基く現状變更許可申請とみなし、下記の条件を付し同条第一項の規定により許可する。本許可に伴い昭和二十九年六月二六日付地文記第三一七号の指令で許可した道路設置のうち、奈良市雜司町二九四の甲及び二九四の乙から始まり同二一九の一、二一九の二、二一九の三、二一九の四、二一九の五の乙を経て、同二二二に至る部分については、その許可を取り消す。これはダブるわけでありまして、その許可を取り消すというのであります。なお、昭和二十九年六月二六日付地文記第三一七号の現状變更許可条件並びに本条件を履行しなかつたときは、昭和二十九年六月二六日付地文記第三一七号で指令した許可及び本許可を取り消すことがあるものとします。このように、これから申します条件を付して、日本肥鉄土開発株式会社社長鎌田という者に通知を出したのであります。その条件といたしましては、一、設計變更に係る自動車道は、その取付部分(正倉院東北隅)から少くとも二〇メートルの間は、できるだけ速かに完全に舗装すること。二、前項の舗装完成までは、完全な散水を行い、防塵の実を挙げる。三、本道路沿いに防塵に役立つ植樹等を行うこと。四、設計變更に係る自動車道取付部に新設した暗渠及びその上流排水溝の閉塞を防止する措置を講ずること。五、以上諸条件の実施に關しては、すべて奈良県教育委員會の指示に従うこと。六、その他、史跡の保存に關する事項については奈良県教育委員會の指示に従うこと。この六つの条件を付しまして、そして許可をいたしましたのであります。

このことにつきましては、いろいろ問題がたふさんありました。まず第一に申し述べたいのは、正倉院の御物、宝物に關する影響、これはきわめて重大であります。委員諸君が非常に御心配下さつておられます。事柄も、ひつきょうこれが一番重要な事柄であると了解いたしております。これにつきましては、文化財保護委員會の直接の管理事項ではございせんから、何といひますか、意見を述べることとはできませんが、しかしみずからこれを管理するというような方法をとることにはできません。けれども、あの正倉院及びその御物につきまして、塵埃なりあるいは有害なガスとでも申しましようか、その有害なガスが、いかに正倉院並びに御物に影響するかという点につきましては、これは非常に精密な試験をいたしておるのでございます。精密な試験をいたしましたのは、文化財保護委員會のやつたことばかりでなしに、正倉院におきましては、すでに昭和二十六年ごろからこのことの研究をして、そうしてそれぞれ対策を立てておられるのであります。そういうときにおきましてその正倉院に接近いたしました、北側と西側に道路を開設する、許

可するということになったのはどうい
うことになるかという問題でありま
す。そこでいろいろ検討いたしました
が、空気のよごれる問題、あるいは
よごれた空気がどういふうに品物に
響するかという問題、また建物自身
に対してもそうありますが、そういっ
た問題についてはまだ十分なる結論
が出ておりません。従いまして、それ
は今後引き続いて科学的に研究をいた
しておるのであります。しかながら今
までわかりました結論から申します
と、まずあの内部に収蔵されておる
ころの国宝的の大切なお宝物とい
うものは、それは結局蔵の中に収蔵
する方方法がよろしきを得るなら
ば、従来とほとんど大差はないであ
ろうという結論が出ております。こ
れは宮内庁において、ずいぶん苦
勞をして取り扱われておるのであり
ますが、その点はまだ今後の研究も
ありますけれども、しかしながら大
体においてひどい悪影響はこれまで
では起つておらなうという結論が、
宮内庁との打合せに際して出てお
るわけでありまして、それから次は
肥鉄土を運搬します、その運搬と兼
ねまして開きました観光道路、あの
肥鉄土採取の場所から上にのぼった
所の地はだがかびく荒れて痛痛しく
なっておりますあの道路状態これを
いかにして回復するかという問題
であります。ことに、この間行つて
みますと、遺憾ながらそこに、許可
された道路でありますけれども、そ
の道路の曲りかどが五カ所くらいあ
つたと思ひますが、その五カ所くら
いで会社か肥鉄土を取つておる。こ
れは直ちにわかりましたので、委員
会といたし

ましはこれを禁止させまして、そしてそれを整地させるということにいたしましたのであります。その整地をするということについて相当疑問があると思いますが、結局ひどく食い込んだんだだと思われ、それはつまり乗り切りをいたしまして、表面の整理をして緩斜面にして、そうしてそこにしがらみを組んで、一方は土砂の崩壊を防ぎ、そうして一方はそこに適当な植樹等をいたしまして土地を安定させる。従つて景観を害しないようにするということになつておるのであります。そういう点の一つ、大体そういうことで、ただいま申しましたような六つの条件を実行いたしましたならば、正倉院に対して最善の安全な方法がとられるであらうということを考えたのであります。

それで実はこういうことをやりますにつきまして、はなはだ遺憾に考えますのは、こんなに長い間にわたつてどうして問題が解決しないかというような点であります。これも、こういうことを申すのははなはだ心苦しいのでありますけれども、やはり道路について申しますれば建設省、それからあすこに観光道路といひますか、観光バスを通すとかいうことにつきましては運輸省等との関係がありまして、遺憾な話であります。文化財保護委員会というより、むしろそういう方面に申請を先に申しまして、そうして大体そちらでよからうというようなことが出て、それがだんだん進行しておるのであります。われわれの立場からいたしましては、それは実に遺憾千万であります。が、やはりこれは各官庁はおのその職責を持って、その職責に基いて行政処分を行います場合において起つ

た現象と見なければならぬのであります。もう一方申しますと、委員会と、委員会の出先機関であるところの奈良の教育委員会との連繋なども、どうも十分にいつておりません。あるいはまた奈良県知事との関係などにしましても、これはこの史跡の管理団体でありますが、どうもうまくいつておられぬというようなことなども、あとから出ますけれども、そういう事実がある。従いまして、どうしてもうまくいかない。結局時がおくれる。それからだんだん既成事実のごときものができてくる。どうもそういうような状態でありますから、だんだん文化財の保護というものの理想から申しますと離れるかもしれませんけれども、今日におきましては、現状を視察いたしました結果といいたしましても、どうもこの条件を履行していくのほかないだらうというふうに考えたのであります。しこうしてその決定をいたしますにつきましては、これらの条件につきまして、文化財の専門審議会もそれを認めて、さらに運輸、建設、宮内庁等ともよく相談をいたしまして、そうしてかような結論を得たのであります。従いまして私といいたしましては、もうそう延ばすことはできないのでありますから、さきに申しましたように三月三十日をもちまして、ただいまのような決定をいたして、そうして会社はもちろん、他の官庁、たとえば運輸、建設省、宮内庁、あるいは奈良県知事及び奈良の県教育委員会等に通知いたします、そうしてこの条件の履行ができるように、勧告をするように願むといふことをいたしたのであります。これによって果して理想通りにこの問題が解決さ

れるかどうか知りませんけれども、会社の社長を呼び出して、そうして強く要望を述べ、会社も営利主義に片寄らないで、真にこの日本の大切な文化財の保護に力を尽すように、このことを強く要求いたしましたのであります。そういうわけでありますが、むしろ問題は、私としては今後にある、すなわち万一条件を履行しなかったような場合にはどうするかというようなことも考えておるわけであります。これまでは、こういう条件にきまつたから、これをどうするかというのをよく相談をしまして、彼らも誠意を持ちまして何回も——誠意がなかった事実重なりもあるが、それだけ一そう嚴重に誠意を要求いたしましたので、この実行を期しておるわけなのであります。

大体私の申し上げますことはその程度であります。何日にどうというようなことにきましては、書面がありましますから、書面によってでもお答えするほかありませんが、どうか私は皆さん方から、ほんとうに各方面の有益な御意見を伺いたいと思います。そうしてこれから私どもがこの問題を処理していくばかりでなしに、その他の問題に臨みましても、正しい道を勇氣を持って貫いていけるような、一つ御鞭撻、御指示を切にお願いしたいのでございます。どうぞ一つよろしく願いたいいたします。

○長谷川委員長　ただいまの河井文化財保護委員会委員長の報告に対し、質疑の通告があります。これを許します。野原覺君。

○野原覺委員　二、三お尋ねをしたいと思います。まず質問の第一点は、六つの条件を付して許可をした、こういう

ことでございますが、その六つの条件には期限はないのかということです。まずそれからお尋ねいたします。

○河井政府委員　ただいま申し上げましたのですが、道路の舗装等につきましては、できるだけすみやかにというようなことになっております。それからその他の条件につきましては、いつまでにやれというよりは、すべて即時に実行に移せ、こういう意味に考えております。

○野原委員　私は、やはりこの条件は相当問題だろうと思うのです。そこで、なお重ねてお尋ねしたいことは、この条件は今出てきた問題じゃないのです。これは事務局長も御承知のように、ずいぶん前からこの条件は出されておる。そうしてこの条件が条件となつて、いろいろ会社側と文化財保護委員会との間に話し合いがなされてきておつたはずで、これは一体、この条件を出されてから今日までのくらの期間がたつておるのか、それをお尋ねしたい。

○岡田政府委員　先ほどのお尋ねの、条件に期限があるかということでございますが、道路の舗装、新設、つまり路線変更の部分の道路の舗装につきましては、これは建設省に舗装係がございまして、ただいま会社からその手続をさせております。運輸、建設省に対して舗装の許可をするようにということとを申し出ておりますその運輸省、建設省の舗装許可があり、次第その舗装の工事に着手いたしましたして、私どもといしましては五月末日までにその舗装を完了するようにということとを別途に会社に通知いたしました。それからそ

の他の植樹とか、搬水の条件でありまして、これはもう即時にやるようにという事でございまして、特に期限は書いてございせん。それから今度の許可は、これは路線の変更の部分についてだけの許可でございまして、その路線変更の部分の四百メートルにつきまして、先ほど委員長から申しました六つの条件をつけたわけでございまして、この前の二十九年の六月のときの認可にもやはり同じような条件がございまして、当初の路線の部分でございまして、別途の条件をつけております。また別途の認可である、かようなことになっております。

○野原委員 その六条件を誠意をもって履行しなければ法規によって処断する決意がある、これは具体的にどういうことですか。法規によってどういう処断をなさるという事ですか。

○河井政府委員 ただいまちよつと言葉が足りなかつたかも知れませんが、これまでの許可を取り消すことがあるかもしれないというようなことを条件に付帯して通告してありますから、そういう場合も考え得られるのであります。

○野原委員 私はその点どうも明確でないと思う。法規によって処断すると言われますが、その許可を取り消すといつても、あなたの方はなかなかやりなかつたからといって、この許可を取り消すようなことは、今日までの文化財保護委員会の実績から見れば、うやうやいなと思う。これは河井さんは責任を持ってやらせませんか、お尋ねします。

○河井政府委員 過去の事についてはこちらとお答えができません。しかし私はこれが実行できるものと期待してその決意を持っておるわけでありす。

○野原委員 その決意に対しては私は敬意を表したいと思う。今度こそ河井さんとしてはやはりこれだけの条件を付して、相当問題のあったことでございまして、その条件を履行しない場合は、ただいま申しました決意でそれを実行に移して、文化財保護のための実績を上げていただきたいのであります。それでその点はけっこううたうと思ひますが、そこで次にお尋ねしたいことは、史跡を無断で現状変更を

○河井政府委員 さいきにちよつと触れましたが、東大寺の境内地の下の部分

してありますね、これに対してはどう対処なさいますか。

○河井政府委員 これまでしばしば会社を呼び出して、あるいはまた奈良県、新築山の上に登つていく道路の両側において、屈曲地点からいわれる肥鉄土なるものを相当量採取したという事実などは、史跡の変更を無断でやつた最も都合な事柄であつた、かように考えます。

○野原委員 これは河井委員長御承知のように、史跡地の現状変更をする場合には文化財保護委員会の許可を得なければなりません。あなたの方の許可を得ないで、無断で史跡地の境界内で肥鉄土を掘り出す、こういうことは私は文化財保護法の重大な違反だと思ふのです。だから、私がここで申し上げたいことは、東大寺のあそこの道路のこともございまして、文化財保護委員会が何も知らないうちに、無断で史跡地が荒らされていく、こういうようなやり方に対してはどう対処なさるか。これは六つの条件とは別問題だと私は思ふ。さっきの六条件というのは許可をする道路についての六条件なんです。史跡地を無断で現状変更した、こういうことに対してはこれは別個の問題です。これは文化財保護法というのがあるのですから別個の立場で考えなければならぬ。どう対処なさいますか。この点はまだ結論が出ていないから出ていないでよろしいのです、この問題をお尋ねしたい。

○河井政府委員 野原委員のおっしゃるその通りだと考えますが、文化財保護の上におきまして、委員会がみずから現場におきましてもありませんし、結局府県教育委員会の監督にた

といひますか、東の部分に道路を作つたという事などは、これは最も重大な点であると思ひます。それからさらに肥鉄土運搬を兼ねての観光道路、新築山の上に登つていく道路の両側において、屈曲地点からいわれる肥鉄土なるものを相当量採取したという事実などは、史跡の変更を無断でやつた最も都合な事柄であつた、かように考えます。

○野原委員 それは大へんだと思ふのです。これはよくお聞き願ひたいのです。そういう既成事実を作れば承認されるのだ。無断で現状の変更をしてあなたの方は会社に対してはこれを結果においては承認したわけですが、そうすると今度は史跡。日本にはたくさん史跡がございまして、たとえば若草山の史跡を例にとつてもよろしい。また今度ある者がこれを無断で現状を変更した。それに対してあなたの方で厳然たる態度をとるといふても、肥鉄土会社には承認しておいて、ここの会社は承認をしないといふことになる、承認されないとこの会社は承認しないです。だからしてこの問題は私はよほど慎重に考へてその態度を御決定を願わなければ、史跡地の保存ということは不可能になる。文化財保護法はあつてなきがごとし、この点を私は今日までこの委員会でも問題にしてきたのです。私は会社には利害も何もないのです。会社を処罰することを私は決して欲しません。しかしながら国が文化財保護法を作つておるのです。この保護法のねらいというものは、あなたの方の今のやり方からいけば完全に滅殺されるのです。それでしやう。史

よつておるといふようなわけでありす。しかしそれならばどうかといへば、なお今後もそういうことの起らないように一そう監督を厳重にするといふようなことはしなければならぬ、かように考えます。それから今後あつた同様な文化財の侵害行為、不法なことをいたしますならば、それに対してはあらためて強い手段がとられ得る、こういうことを考へておるわけでありす。

跡地が五カ所も無断でこわされたので、しかも若草山のあの名高い山はだを五カ所も無断でくわで掘りこつた。それは私も視察に行きました。自民党からも一緒に行つて現状に驚いたのです。これは明らかに史跡地内です。文化財保護委員会でお尋ねしたら、前の高橋委員長も岡田事務局長も私から質問されるまで知らなかったのです。答弁に困つたのです。そういうことが結果的に承認されておるようなことでは、どしどし史跡地は破壊されますよ。破壊されて、あなた方がそれはいかぬといつても、奈良県の肥後土の会社には認めておるじゃないか、こう出でたときに一体法の尊厳というものはどこにある。だからこの問題は私ははっきり聞きたい。これを許すのか、許すならあなたは文化財保護法をどう考へる。こんなものを許すのですか。法を破壊してもいいのですか、お聞きしたい。

○河井政府委員 野原委員の御意見全く同感であります。文化財の保護のためには強い態度をもつて臨まなければならぬといふことは申すまでもありません。今お話のように、今度の許可をした結果、あの肥後土を道路のわきからとつたという違法行為、それをどうするかと言われますが、それにつきましてももうすでに原状回復とまではいかないかも知れませんが、十分に盛土をいたしまして、そこに植樹等をいたしまして、そこで旧観を保持しようといふことにするほかはなからうといふように考へます。しかしながら一たびこの肥後土会社にこういう甘い処置をとつたからほかのところでもどしどしやるぞというような違法行為が

まするならば、それは私にいたしましてはどうしても認めることはできないので、今後の処置をいたしましては強い態度をもつて臨むほかはない、かように私は考へております。

○野原委員 あなたには強い態度をもつて臨む資格はないです。違法行為をこの会社だけに認めておつて、その他の者に対しては強い態度をもつて臨むとは何たることだと感情的に承知しませんよ。それはそれでしよう。奈良の肥後土会社は破壊しても承認されるのだ。もちろん原状回復の義務というものには破壊したものにはあるのです。これは別なんです。山はだを荒してそのものを勝手に荒した場合には、その荒したところをもとに戻さなければならぬ義務があります。その義務とは別に、何らかの法的処置をしておかないとみせしめにならないのです。文化財保護法というものは、決してこれは刑事罰とは違ふのです。予防的な法律なんです。文化財保護法は、文化財を保護するために予防立法としてこれは国がきめておるのですから、何らかの法的処置、私はそれが材料でもいい、あるいはどういふ形になつてもよろしい、あるいは始末書になつてもよろしい。何らかの法律の上に基いた処置をしておかなければ、他の者が荒してき

ない状態に置かれてゐる。困つた百姓さんはそこへ田を作る。しかしこれは法律が史跡だといつて許さない。その場合におれの所有地だからといつてやつた。あなたの方は厳然たる処置をとるといふても、これはとれなくなりますよ。だからして何らか法律に照らしたところの措置をお考えにならなければ、私はこの既成事実を承認するといふこれは悪い例を残す、こう思うのです。これはよくおわかりいただけると思ふのです。だからその点について再度御考慮をわすらわれない、こう考へます。これは御所見を承わりたいのです。

○河井政府委員 少くとも本件におきましては、私はあらゆる方面と協議を遂げました結果をここに申し上げたのであります。それでただいま野原委員のおっしゃいましたきつめて適切な御意見、文化財を保護するためにとるべき手段としてお示しになりましたことは法規にもちゃんと書いてあります。結局罰則の適用ということにもなると思ひます。そういう場合もあり得るといふことは考へております。

○野原委員 ですからその問題はさつきの六条件とは別個にお考え願ひ、このように受け取つてよろしうございますか。

○河井政府委員 よろしいです。野原委員 よろしいといふことでありますから、いずれその法的措置については問題が残されておるわけですが、これはあとでまたお尋ねする機会もあるうかと思ふ。これは早くその法的措置をとらなければ、現に私も若草山に視察に行つたときに、委員長もこ

のふもとにできておりました。あれなんか大へん問題があるのです。これは私はそのときに驚いた。これはどうしたのかといつて、なんだあの会社がやるのだからやれるんだ、こうおぼえておるのです。その駐車場を作つた人は……。そういうことになる、これはどうにもなりませんから、このよ

うな法的措置といふものを、これは機を失せずにお立てになる方が望ましい。法的措置をとられるということでごさいますから、その点は期待しておきます。

第三点は、建設委員会、運輸委員会です。許可をしておつたので、自分として、文化財保護委員会としては非常にかつた点に困つた。私はそれは事実だろつと思ふのです。私どもは建設大臣、運輸大臣をここに呼んで実はこの点を究明したいとまで考へていました。その点については果せなかつたけれども、建設委員会、運輸委員会が許可するにしても、重要文化財とか、史跡の現状の変更についてはあなたの方

見を承わりたい。

○河井政府委員 ただいま野原委員のおっしゃつた通り、文化財保護委員会最後のすべての決定権は持つのであります。しかしながら現実の取扱いをいたしましては、行政各官庁が、道路の建設なりあるいはバスの運搬なりといふことについてそれぞれ権限を持つておりますので、文化財委員会が知らないと言つてはどうかと思ひますが、まだ気がつかないうちにどしどしそういう行政処置が実施されておつたのであります。非常にこれは遺憾なことであります。そういう事実なんでありま

に特定の者を処断するとか、罰するとかいうことでなしに、やはり予防立法は予防立法としての効果というものを存分に發揮させる意味からも、ほんとうにそれは情において忍びないところがありまして、処断すべきものは処断しなければならぬのであります。このことを私は期待して質問を終わりたいと思います。

に對して一千万円計上してござい
ます。そのことと大きな関連がある
ことは、提案の説明の中にもくみ取
れるのであります。そこでお尋ねを
いたしました第一点は、日本体育協
会は、社会教育関係団体であると思
いますが、その辺の御見解を承わり
たいのです。

○兼尾国務大臣 日本体育協会は
社会教育法にいわゆる社会教育関係
団体で

上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とある。従って公金その他の公けの財産は、今回のこ

内閣という現政府の統一した憲法上の見解であるか、まずその点をお聞きしたいと思います。文部大臣にお尋ねします。

れてきておるのです。そこで私的事業と公けのつながりの関係、私的事業を公けが支配するというが、その支配の

度合、それをどこまでこの公けの支配は指擔するのでしょうか。

○福田政府委員 公の支配に属するか属さないかというつながりの問題でございまして、これは国または地方公共団体等の行政権の作用として、そういう私的な事業に支配を及ぼすという場合は、法律の根拠に基づいてそういう場合もございまして、また必ずしも法律の根拠に基かなくても、事実上のそういう支配を及ぼすような状態にある場合には、公けの支配に属するという事はあり得ると思います。

○野原委員 具体的に例をあげてお聞きしますが、たとえば私立学校です。私立学校は、公けの支配に属する事業でございまして、公けの支配に属しない事業でございまして、お聞きしたい。

○福田政府委員 私立学校につきましては、私立学校法の成定当時におきまして、この憲法の八十九条との関係におきましては、私立学校はいわゆる学校法人という建前において、法人に対する公けの規制というものが私立学校法の中にいろいろ定められております。従って民法の公益法人とは違つた一つの特種法人として国会の御審議によつてきたものでございまして、従つてこの私立学校法に基づくところの私立学校は公けの支配に属する事業であります、こういうような解釈をとっております。

○野原委員 だから公けの支配に属する事業だから、私立学校に補助金を出しても憲法上違反にならない。それは筋のある解釈なんです。ところが一体私立学校というものは、どこまで国が支配しているとお考えですか。私立学校というものをこしらえた私立学校法の

のねらいというものは、私立学校の自主性というものは考へてゐるのです。ここに米田学長がいらっしゃる。神奈川県立大学という私立大学の学長さんだ。これは東京大学とは、教育の方針においても違ふんです。だから度合いが問題になるでしょう。あなたは私立学校は公けの支配に属するんだと言ふけれども、私立学校事業の経営管理について、全面的に国家が支配してあります。あなたは先ほど公けの支配を徹底したならばという言ふことを言われぬか、徹底的に公けの支配というものを考へていかなければならぬという片一方で、私立学校は公けの支配に属するんだと言われる。これは国が全面的に支配してあります。地方公共団体が全面的に支配してあります。さあ限界をもう一ぺん明確に承りたい。文部大臣からもお聞きしたい。

○福田政府委員 御承知のように私立学校につきましては、私立学校法の中に、私立学校の自主性を認めると同時に、他方また私立学校の公共性というものをも認める意味の条文がございまして、従つてその自主性と公共性の調和をどこに見出すかということが、私立学校法の構成の根幹をなしていると考へます。従つて私立学校を設置しますところの学校法人につきましては、一定の法的に規制された監督規定というものがございます。それからまた私立学校自体につきましては、学校の教育課程なりその他いろいろの面におきまして、私立学校を規制しておりますところの他の法律によつていろいろの規制がございまして、従つて民法の財団法人で経営しますところの事業以上に私立

立学校は法的な規制を受けている、こういうような解釈をとりまして、従つて私立学校法におきますところの私立学校は公けの支配に属する事業だ、かように解釈してゐるのでございまして。

○野原委員 どうもあいまいです。失礼な言ひ分ですけれども、あなたは公けの支配に属すると言ふその考え方を、公共性という言ひで言ひ現わしてゐる。公共性という言葉には、言葉自体非常に問題がある。含みの多い言葉なんです。公共性とは具体的に何か。民法の公益法人は公共性を持っておられぬか、持っているのです。公共性を持つてゐるから民法上の公益法人にしている。ところが民法上の公益法人というものは、あなたの先ほどのお説によりますと、公けの支配に属しない事業なんです。明確じゃないのです。そういうあいまいな文部当局の考え方、私はこの法案を通すわけにいかぬ。聞くところによれば、理事会が本日上げることになったそうでなければ、一体公けの支配に属するか属せぬかという点に對して明確な見解をださなければならぬ。私は断じて了解できない。だからこれはもう少し徹底した解釈を出していただきたい。民法上の公益法人は、それじゃ公けの支配に属するのにか属せぬのか、大臣にお聞きしたい。今局長の御答弁によれば公共性でいくのだ、私立学校は公共性があるから公けの支配に属するのだ、こう言ふけれども、公益法人は公共性を持つておられる。公共性を持つておられるから公益法人という法律が出てきたのじゃないですか。その点をもう少しお述べいただきたい。くだいようですけれどもお尋ね

します。

○福田政府委員 私の言葉が足りませんと思ひますが、民法のいわゆる公益法人の事業そのものでは、現在の憲法の解釈からいいますと、その公益法人の行ないます事業が直ちに公けの支配に属する事業だというように解釈はいたしてないのではありません。私立学校法におきますところの私立学校の事業と申しますのは、先ほど申し上げましたように私立学校を経営します学校法人に對しましては、いろいろ私立学校法の規定の上から規制された規定があります。設立からあるいはその法人の管理から、そういういろいろな規定がございまして、そのほかに私立学校自体につきましては、これは学校教育法その他におきまして教科課程なりあるいはその教員の免許資格なり、いろいろの制約がございまして、そういう事業を行ないますところの私立学校自体は公けの支配に属する事業だ、かように解釈してゐるわけでございます。

○野原委員 どうもあいまいです。そこで方面を変えてお聞きしますが、日本体育協会はそれでは公けの支配に属する仕事をしておるのですか、公けの支配に属しない仕事をしておるのですか、日本体育協会はどちらなんです。これをお尋ねします。

○福田政府委員 日本体育協会の仕事は公けの支配に属してないと思ひます。

○野原委員 公けの支配に属しない、体育、スポーツ、運動競技とかいふものは体育という教育の一面を持つておられる。日本体育協会は公けの支配に属しない教育事業の一面を受け持つておる

○野原委員 先ほど申しましたように、社会教育法にいわゆる社会教育に關係のある団体、かように私どもは考へております。

○野原委員 私が聞きしてゐるのは、公けの支配に属しない教育事業を日本体育協会はやっておると考へておるのです。これは今の御答弁で当然御承認だろと思ふ。もう一度念のため、議論を發展する上に必要ですからお聞きしておきたいのです。

○藤尾国務大臣 野原君の仰せになることが私にははっきりわからぬところがあるのですが、聞き違えておりましたら一つお直し願ひたいと思ふのですが、教育という言葉の意味であります。憲法八十九条にいういわゆる教育の事業というものと、それから社会教育法にいう社会教育ないしは社会教育關係の事業というものと、この間は範圍の違いがあると思ふのです。この日本体育協会のやっております事業は社会教育法にいわゆる社会教育に關係ある事業をやつておるわけでありまして、私どもは憲法にいわゆる教育の事業とは考へておらないのであります。

○野原委員 異なることを承るものです。憲法八十九条の教育とは教育基本法でいう教育と違ふということば私もわかる氣がする。これは教育基本法の第七条に書いてありますが、それには社会教育と書いてある。それがそつくりこの憲法八十九条の教育の概念の中に入るかどうかということについては、これはいささか疑義がなしとしな

い。たとえば第七条の社会教育は家庭教育が入つておりますから、そこまで

んですよ。文部大臣これをお認めになりますか。

八十九条の教育が考へておるとは思われません。しかしながら憲法八十九条の教育とは単に学校教育だけではありますまい。文部大臣いかがですか、その点を明確にお聞きしたい。

○藤尾国務大臣 仰せの通り単に学校教育だけでは無いと思っております。

○野原委員 そういたしますと、学校教育以外の教育が八十九条の教育の中でどのように考へられてくるのでしょうか。社会教育というものはどこまで八十九条の教育は指し示されるのか、お聞きしたい。

○福田政府委員 八十九条の教育の事業につきましてはこの前も御説明申し上げたところでございますが、この八十九条の教育の事業と申しますのは、学校またはこれに類似した施設によって特定の範囲の受講者に対して継続的に行うところの教育をさすというのが通説でございます。従つてこの特定の範囲の受講者に対して継続的に教育を行うという場合におきましては、すなわち言いかえますと、その被教育者の精神的あるいは肉体的な育成をはかる一つの目標というものを持て、その目標に対して計画的に教育する者が達成するようにその事業を行うというのがこの八十九条の教育の事業だ、こういうふうに解釈しております。

○野原委員 あなたが今おっしゃったことは、これは憲法上の通説だということをお述べた。今あなたが憲法上の学説から持ってきている以上、私も憲法上の学説で対抗せざるを得ないが、

法上の学説で対抗せざるを得ないが、一体通説とは憲法学者のそれが言つてゐるのですか。あなたが言われた学校またはこれに類似した施設によつて特定の範囲の受講者に対して継続的に教育が行う教育が教育事業だ、これは一体そんなことを言うのは今日の日本憲法学者のどなたでしようか、お名前を後学のために教え願ひたい。

○福田政府委員 通説とは申し上げましたのですが、これは法制局が従来とつておる見解でございます。従来の中にもそういう、たとえば註解日本国憲法などにおいてはさうな解釈をとつております。これはいろいろの人が書かれたと思ひますけれども、たとえば兼子一さん、あるいは学者はさういふ見解をとつております。

○野原委員 いやあさうおっしゃつて下さい。註解日本国憲法の下巻にさういふことが書いてあつたとおっしゃつてくれたらば結構です。憲法上の通説と、さうおっしゃいますから、どうもわれわれ国会議員といふものはつまらぬと思つて、よくお役人さんは上からしかかってくる。しかしさういふきませんよ、これは、憲法上の通説といふのはなしに註解日本国憲法といふ本に書いてあるだけなんです。註解日本国憲法といふ本はだれが書いた、著者のない本でしよう、これは、著者はどなたになつておられますか、註解日本国憲法の著者は福田さんどなたになつておるかお聞きしたい。

○福田政府委員 註解日本国憲法は共同研究者によつて出されておりました、十数人の人々の名前があつております。

○野原委員 名前はお聞きしなくても

けつこうです。それが今日憲法上の学者であるか否か、失礼ですけれども憲法上の権威ある学者と今日いわれる人々が十数人名をあげておるかいけないか、これは御賢明な福田さんがお考えになればわかる。たとえば東大の宮沢博士あるいは佐藤功教授、さういふ権威ある今日の憲法上の学者といふものは、註解日本国憲法のような解釈を断じてとつておられませんよ。あなたが憲法上の通説だと言つた限りは、あなたがこの点について憲法上の学説を相対あきらめたか、お聞きします。

○福田政府委員 私いろいろ憲法学者の著書を読んだのでございますが、大体さういふ解釈をいたしておると思つております。先ほども申しましたように、従来、昭和二十四年ごろから政府部内におきましては、八十九条の教育事業につきましてさういふ解釈を持っております。

○野原委員 実は私もちよつとばかり勉強してききました。この前高村委員が御質問されて、あなたが答へられたことを私承つておつて、非常に疑問に思ふ箇所があつたのですから、正直に申し上げますと、念のためににわか勉強をしてきたのです。宮沢さんは明快に教育の事業に対する見解を書いております。日本国憲法、七百四十二

ページに書いております。これは福田さんもお読みになつたと思ふ。これによれば、教育の事業は学校教育の事業に限るものではないといふことを断言されております。文部大臣も、先ほど憲法八十九条の教育とは何かといふところで、必ずしも学校教育に限るとは申されてないのです。なおかつ福田さんも、学校またはこれに類似した施設によつて云々、受講者に対して云々といふので、学校教育だけをさしているわけではないのです。学校またはこれに類似した施設によつて特定の範囲の受講者に対して継続的、積極的

といふのでありますけれども、この抽象的な文言といふものは具体的にさういふことになつたのですか。小学校、中学校といふものも教育、大学も教育、私立学校も教育とはつきりしてきますけれども、学校に類似した施設とは何をさすのか。受講者に対して継続的、積極的に行う教育とは、どこからどこまでが継続的で積極的かといふことになつてくると、これは実に複雑な問題を含んでくる。日本体育協会といふものは、公けの支配に属しない社会教育事業をやつてゐる。体育といふのは社会教育である。日本体育協会がやつてゐる内容である社会教育といふものは憲法八十九条の教育の中に入りません。憲法八十九条の教育といふのは学級教育だけをあげていない、社会教育が入るわけですから、この体育協会がやつてゐる教育事業も八十九条の中に入つてくる。そうすると補助金は出せない。私は個人的には体育協会に補助金を何としかしてやることには反対じゃありません、よくわかりません。わか

りますけれども、憲法が不備にしろ、

疑義があるから、出せないのですよ。日本体育協会が「公の支配に属しない」社会教育事業を行う限りにおいて、政府から出したこの社会教育法の一部改正には憲法上の疑義があります。疑義がないと文部大臣がお考えならば御解明願ひたい。私は決していやがらせで言つてゐるのではない、たとい一人といふまでも疑義が解明されない限り、憲法上の疑義ですから、法律上の疑義じゃないのだから、これは通すわけにいかぬ。その疑義を明快に一つお示し願ひたい。

○高村委員 議事進行について。今憲法上の疑義が出てゐるわけでありまして、私がこの前に質問しましたときには、政府の見解では、憲法に違反でないといふ答へがあり、私もさう考へてゐる。ところが今野原委員がさういふことを言われるから、政府の見解を明らかにする意味で、法制局長官に來てもらひまして一つ明らかにしてもらつたらどうかと思ひます。

○長谷川委員長 今法制局長官を呼んでおりますから、参りましたら関連で御質問願ひます。

○野原委員 法制局長官に來ていただくことはけつこうです。法制局長官がおいでになつてからお尋ねしてみましよう。これで疑義が解明されれば、理事会でお約束してゐるのですから協力しますが、それで解明ができなければ、委員長、これは協力できません。だから場合によつては、この委員会が済んでから理事会を開いていただいて、憲法上の疑義をこの際究明する。たとえば今後社会事業福祉法によるいろいろな更生団体に対する補助金などが出てくる。憲法八十九条は前の国会

でも他の委員会で二、三問題があった。しかも憲法上の疑義というものは文教委員会が担当すべき場でもあるような気もする。いい機会ですから私は徹底的に掘り下げてみましょう。どうでもこれは検討してみろ。ですから今の高村さんの議事進行には反対はしませんけれども、自民党も御検討いただき、社会党も検討して、この次に、場合によっては参考人あるいは証人ということになるかわかりませんが、学者にも来ていただいて八十九条に対する明快な見解を下さなければ、林法制局長官は憲法の神様ではないのです、違います。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後零時五十八分開議

○長谷川委員長　休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。
野原覺君。

も見解をお聞きして、私どもも臨むべきじゃないかと思うのです。これは議事進行です。

○野原委員 法制局長官がお見えになりましたから、もうすでに文部当局から非公式的にお聞きかと思いますが、

○最谷川委員長 野原君に申し上げます。ただいまの野原君の御発言はもつともなことと思いますから、委員会終了後理事会を開きまして、この問題の処理をいたしたいと存じます。

憲法第八十九条の見解が、社会教育法の一部改正の法案審議に伴って実は問題が生じておるわけであります。憲法第八十九条の「公の支配に属しない」教育事業とは何かということです。「公

○灘尾國務大臣 専門家の法制

が参りましてお答えをすると思いますから、内容的にはその方からお聞き願います。ただわれわれといたしましては、憲法違反であるという考えのもとにこんな法律を出したのではなく、憲法に違反しないという前提のもとにこれを出しているわけでございますから、その点は御了承願いたいと思います。

八十九条の規定する教育事業、これは私的教育事業をさしております。「公の支配」ですから、公けの事業に入らない私的教育事業とは一体どういう内容というのかということが解明されなければ、この社会教育法の一部改正について私どもの態度を決定することすらも困難になるというので、文部当局にただしたわけです。そのただした結

○野原委員 憲法に違反するという考

ろもございましたので、自民党の高村委員の議事進行の動議によって、あなたたが内閣の最高権威者ですか、法制局長官に来ていただいてお聞きしよう、こういうことになったわけですね。

○**林(倫)政府委員** 今度のこの社会教育法の一部を改正する法律案で、附則にこの規定を入れます場合においても、今御質問ございましたが、憲法八十九条との関係はわれわれも十分考えただけでございます。そこで、憲法八十九条の「公の支配に属しない」ということと、「教育」ということの二つの意味について御質問でございます。

が、まず最初に教育の事業とは何かということについて私どもの見解をお答え申し上げたいと存じます。

この問題につきましては、実は法制局といたしまして、過去何回か関係の行政機関から御質問がございまして、

実は公式にもお答えした、私ども公的な文書も出しております。そういうところで、大体の私どもの見解はきまっ

ておるわけですが、簡単に申し上げますと、結局教育の事業というのは、人の精神的または肉体的な育成ということを目ざして、人を教へ導くことを目的とする事業である、そういう

う意味におきまして、そこには教育を

する者と教育される者とが両方なく
 ちやならぬ、これが両方なくては教
 育事業とは言えない。それで教育をす
 る者の方から申しまして、教育される
 者に対して精神的あるいは肉体的な向
 上と申しますか、育成をはかるという
 ことを目的としてやる、そうして教え
 導く、そういうことが教育の事業とい
 うことになるのであらうと思ひます。

そこで、この法案で言っております

ような全国のあるいは国際的な競技を開く、運動競技をやるというようなことは、あるいは社会教育とは言えるかもしれませんが、憲法八十九条で言っている教育事業ということには入らな

い、かように考えていいのではないかと考えておるわけであります。つまり普通、社会教育法で言っております社会という觀念は、憲法で言っております教育の事業というものに比べればやや広い觀念である、従いまして普通社会教育と言われておりますことの中でも、憲法八十九条で言う教育の事業というものに当らないものが存在する、

かように考えるわけであります。

それからもう一つの、「公の支配に属しない」という問題でございます

が、これも実はこれまで解釈上あるいは立法上いろいろ議論が何回かあった点でございます。特に私立学校法

が――あれは昭和二十四年でござい
ましたか、できるときにも、非常に立法
に当りましてわんわん議論したところ

でございます。これにつきましても、私ども一応公式な見解も今まで出しております。結局その事業に対する構成とか人事とかあるいは財政問題等について、公けの機関——国あるいは地方

団体等の機関からある程度の発言指導

あるいは干渉ができる、そういうような態勢が整つておる、法的に整備されてゐる、そういうものが公けの支配に属するということであらうと思います。従ひまして、そういうような制度になつておらない全く私的の経営であるというものは、公けの支配に属しない、こういうことになるであらうと思います。従ひまして單に補助金を

もらうというようなことだけでは、こ

れは、父の支配に属するということにはならないということになります。やはりそういうことを契機として、財政とかいうふうなことに於いてある程度の法的に指導ができる、あるいは干渉

ができるということになれば、あるいは公けの支配ということが言えるかも知れませんが、そうでなければ公けの支配に属しない、こう言っているであろうと考えるわけがあります。

○野原委員 「公の支配」ということと「教育」ということについての法制局局長官としての見解ですが、法案は内閣が提出するわけでありますから、もと

よりあなたはこの法案を提出するに
 当って法制面の検討はされたことでも
 ありませんし、またされるのが至当

でもございましょう。そこでその見解をお述べになったのですが、あなたがただいまお述べになったことによつ

て、なお私はまた疑義を生じてきた。
 というのは、教育とは精神的肉体的育
 成を目ざして教を導くこと、二つ、

うことを言われる。そうすると日本体育協会というのは、教育を担当しておるかおらないかという問題です。日本体育協会は社会教育をやはり担当しております。肉体内育成を目ざして

日本体育協会は教え導いておるので

す。それはそうですよ。社会教育でないとはあなたはおっしゃらぬはずですが、社会教育法に書いてあるのだから。日本体育協会は社会教育関係団体である。そして社会教育法の第二条を見ますと、「この法律で『社会教育』とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行つ

る組織的な教育活動をいう。一とあつ

て、社会教育の定義が社会教育法の第二条で出されておりますから、日本体育協会は社会教育関係団体であり、そして第二条の定義に該当する仕事をしておればこそ、それを受けて社会教育法の第十条に社会教育関係団体の定義がある。そして第十三条は、そういう団体に対しては補助金を与えてはならぬ、こうあるものだから、これを当分の間適用しないという附則をつけるのが、今度の改正法のねらいです。

そこで、やはり体育協会は社会教育を担当してゐる、これは否定できません。その担当しておる社会教育は、あなたの教育の定義から見れば、肉体的育成を目ざし教養を導くということで、これは日本体育協会のいわゆる運動競技のスポーツマン・シップと切り離すことはできない。ほんとにその肉体的練成と切り離してはやっていけないのですよ。これは第二条で体育及びレクリエーションまで入つてゐる。そうなる憲法の「公」に該当しないというあなたの方の見解は、やはり私はどうしてもしようがないのだが、そこそこどう考へるか。

○林(修)政府委員 体育協会の仕事は、私が先ほど申しました教育というものに当るか当らないかということにつきましては、私としてはこの定義を見、あるいは今までの事業を見て、当らないというふうに考へておるわけでございますが、なおこの点の詳しいことは文部当局からお答え願う方が適當だろふと思ひます。

ただ、今仰せられました社会教育法の第二条でいう社会教育という觀念は、憲法でいう教育というもののよりは多少広いと思ひます。

す。それはこの第二条でもいってありますが、特に体育とかレクリエーションの活動を含むというようなことは、本来の教育活動と、条文の体裁上見ておらないわけでありませう。つまり特におこは体育とかレクリエーションとかいうものは社会教育活動というものに含ませるのだ、こういっておるわけですが、そういう意味から申しまして、実は体育というものを本来ここでいう教育とは見ておらない、社会教育法でも見ておらない。またそういうことを離れまして、憲法の目から見まして、教育事業というものでいきますと、教育者と教えられる者とあつて、あるいは肉体的、知的な育成をやるというところから申しますと、いわゆる普通の競技会を開くということとはそういうものにはやはり当らないのではないかと、そう考へてしまふべきものではないかと私は考へるのです。

○野原委員 憲法八十九条の教育は、社会教育も包含すると思ひますか包含しないと思ひますか。

○林(修)政府委員 もちろん憲法八十九条の教育とは、学校教育のみでなく、ある意味において通信教育もあるいは社会教育も含むと思ひます。しかしいわゆる社会教育法で言つては社会教育全部を含むとは考へていないのであります。

○野原委員 その点が問題です。その点に問題があればこそ、社会教育法の第二条が生まれたのです。体育及びレクリエーションの活動を含むんだ、体育及びレクリエーションということがは常に問題になつたものだから、特にこは「組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」をい

う。こうしてある。だからこの法律の第二条にその規定がある限り、憲法第八十九条の教育に、体育及びレクリエーション活動を担当しておる体育協会は当然入りますよ。これが入らないという見解は成り立たない。非常にこれはあなた方もいまいでしよう。あなたも首をかしげておるが、そう言われてみればそうかなという……。だからこの問題は非常に微妙な問題です。かつて問題になつたこともありませうし、八十九条の条文がこのままである限りにおいて、今後またこれが起るのです。いい機会ですから、私は先ほど申し上げましたように、この法案のねらつておること自体には反対ではありませうから、もちろん賢明な尾尾文部大臣に協力は十分いたすつもりでございますけれども、この疑義解明だけの機会をやはりこの審議に伴つてお持ち下さるよう参考人の喚問その他十分国会としても究明しなければならぬ、特に社会党はそのことを痛感いたしますから、委員長に要求いたします。

○長谷川委員長 ただいまの野原君の御要望に對しましては十分その理由があると思ひますから、後刻理事会を開きまして、理事会において決定をいたしたいと存じます。

○高村委員 議事進行に關して……。理事会を開くと言われまされども、今野原委員の質問に對する法制局長官の、政府の見解を述べられたことで、大体解明されたと私は思ふのです。(納得がいかにぬよ。)と呼ぶ者あり)今納得がいかにぬよとおっしゃるけれども……(高村さん自身も憲法を改正しようといふことを言つておるし、理事会で話をするのだから、このまま休憩して……)と呼ぶ者あり)休憩しても、今後質疑を續けてそれでもまだ一人が納得しないということによつて、この法案がいつまでもということになると困ると思ふので、私も大体納得しておるわけなのですが……。

○長谷川委員長 高村君に申し上げますが、すぐ理事会を開いてお話し合ひをして、今後の方針をきめたいと思ひます。

では暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、理事会において協議決定いたしました事項についてお諮りいたします。

本委員会におきまして審査を進めております社会教育法の一部を改正する法律案につきましては、解釈上の疑義がありますので、憲法學者をその参考人として招致し、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

なお参考人よりの意見の聴取は、次の委員会で行うこととし、委員会の開会、人選その他の手続につきましては委員長及び理事に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さう取り計らいます。

本日はこれにて散會いたします。

午後一時五十一分散會

昭和三十二年四月十三日印刷

昭和三十二年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局